

電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令

電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

20	リチウムイオン蓄電池（令別表第二第12号に掲げるもの）
----	-----------------------------

別表第二に次のように加える。

リチウムイオン蓄電池

リチウムイオン蓄電池	単電池の形状	(1) 円筒形のもの (2) 角形のもの (3) その他のもの
	単電池の電解質の種類	(1) 液体状のもの (2) その他のもの
	単電池の上限充	(1) 4.25V 以下のもの

電圧	(2) 4.25V を超えるもの
組電池の質量	(1) 7kg 以下のもの (2) 7kg を超えるもの
電池ブロックの 個数	(1) 1個のもの (2) 2個以上のもの
過充電の保護機能	(1) 組電池で制御するもの (2) 組電池搭載機器又は充電器で制御するもの
用途	(1) 携帯機器用のもの (2) 卓上機器用のもの (3) その他のもの

別表第三中「絶縁耐力について」の「**プレート**」、リチウムイオン蓄電池にあつては外觀及び出力電圧について」を加える。

別表第五に次のように加える。

<p>リチウムイオン蓄電池（令別表第二第一号に掲げるもの）</p>	<p>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、表面に表示することが困難なものにあつては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で第17条第1項第2号に規定する記号及び届出事業者名を表示する場合は、これらを省略することができる。</p>
-----------------------------------	---

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気用品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十六号）の施行の日（平成二十年十一月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 電気用品安全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行前に電気用品安全法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十九号）による改正後の電気用品安全法施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）別表第二第十二号に掲げる電気用品の製造又は輸入の事業を行つてい

る者について準用する。この場合において、電気用品安全法施行規則第十七条の規定中「届出事業者」とあるのは、「届出をすることとなる事業者」と読み替えるものとする。